

令和 6 年 3 月 1 5 日
厚生労働省 政策統括官
(統計・情報システム管理、労使関係担当)

毎月勤労統計調査（全国調査）の令和 6 年 1 月分調査結果の公表
（ベンチマーク更新等）について

毎月勤労統計調査では、事業所規模 30 人以上の事業所について、毎年 1 月に調査対象事業所の一部の入替えを行います。また、全国調査では、毎年 1 月から 12 月までの新たな 1 年分のデータが揃うたびに当該データを計算の基とする期間に加え、季節調整値を再計算します。これに加えて、令和 6 年 1 月分調査では、ベンチマーク更新を行います^(※1、2)。

(※1) 毎月勤労統計調査は、産業・規模別に調査対象事業所の前月末労働者数の合計と母集団労働者数との比率（推計比率）を用いて集計を行います。集計に用いる母集団労働者数の推計値と実績（全数調査である「経済センサス基礎調査」等の結果）との乖離を是正するために、母集団労働者数を更新する作業を「ベンチマーク更新」といいます。

(※2) 従来、ベンチマーク更新を実施した年の前年比（賃金等）は、ベンチマーク更新前の前年の値とベンチマーク更新を実施した当年の値から算定していたことから、複数年をかけて生じたベンチマークとの乖離の影響が含まれていました。これが前年比に与える影響を除くため、令和 5 年の指数についてベンチマーク更新を実施した値（参考値）を作成し、ベンチマーク更新後の令和 6 年の指数（公表値）を比較することとしました。この取扱いについては、「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」において検討を行い、令和 6 年 3 月 11 日開催の第 203 回統計委員会に報告しました。

(参考 1) 毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ報告書

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_37679.html

(参考 2) 統計委員会

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/kaigi/kaigi.html

令和6年1月分調査結果（速報及び確報）の公表は以下のとおりとなります。

	令和6年1月分結果速報	令和6年1月分結果確報
① 公表日	令和6年3月7日	令和6年4月8日
② 調査対象事業所	入替え前の事業所を集計	入替え後の事業所を集計
③ 母集団労働者数	平成28年経済センサスー活動調査等に基づき推計した母集団労働者数	令和3年経済センサスー活動調査に基づき推計した母集団労働者数
④ 前年比（賃金、労働時間等）の算定方法	ベンチマーク更新前の令和5年1月分の値と比較	ベンチマーク更新を実施した令和5年1月分の値（参考値）と比較
⑤ 季節調整値	令和4年12月分までの結果から計算した令和5年1月分の予測季節要素を用いて作成	令和5年1～12月分の結果を含めて計算した令和6年1月分の予測季節要素を用いて作成

〔留意事項〕

1. 令和6年1月分結果確報では、事業所入替えにより、令和5年12月分以前の結果とギャップが生じることとなります。この影響については、令和6年1月分結果確報と併せて公表する予定です。
2. ベンチマーク更新に伴い、過去の全期間にわたって常用雇用指数を改訂し、前年比についても一部遡及改訂を行います。
3. 賃金、労働時間等の前年比算定に用いる令和5年の値（参考値）は、令和5年1月分においてベンチマーク更新を実施した母集団労働者数を作成し、これを基に令和5年各月の集計調査票データ及び雇用保険データを用いて各月の労働者数を推計し、その労働者数を前提に賃金指数、労働時間指数等を再計算します。参考値は、厚生労働省 HP または政府統計の総合窓口 e-Stat にて公表する予定です。
4. 令和6年の賃金、労働時間等について、令和5年の指数（公表値）から前年比を算出するとベンチマーク更新による乖離を含むこととなるので公表された前年比と一致しません。令和4年以前の指数と比較する場合も同様にベンチマーク更新による乖離を含むこととなりますので、この影響を除いて比較したい場合には公表された前年比を用いて参考値から当該年の指数を算出しこれと比較するといった処理をする必要があります。
5. 季節調整値については、令和6年1月分結果確報において、令和5年1～12月分の結果を含めて再計算を行うため、全期間にわたって過去の季節調整済指数及び前年比を改訂します。